

リース取引(その1)－概要

はじめに

今月から数回にわたり、リース取引について、「リース取引に関する会計基準」(以下、「本会計基準」と記載します)を中心に解説してまいります。本会計基準の制定前は、所有権移転外ファイナンスリース取引(説明は後述します)については、賃貸借と同様の会計処理が認められていましたが、本基準の施行に伴い、ファイナンスリース取引については、原則として、売買と同様の会計処理を行うことに変更となりました。なお、「中小企業の会計に関する指針」によれば、所有権移転外ファイナンスリース取引については、原則として売買取引と同様の処理によるが、賃貸借と同様の処理でもよいものとされています。

建設業財務諸表に関しては、本年4月1日から施行の建設業法施行規則の様式および勘定科目分類で、本会計基準に対応する勘定科目が追加されていますが、本会計基準が強制適用されるか否かについては、特に規定がありません。したがって、中小建設業の財務諸表については、「中小企業の会計に関する指針」に従えば、売買取引、賃貸借取引のいずれの会計処理を行うことも可能ということとなります。

本稿では、「リース取引に関する会計基準」を中心に解説しますが、加えて法人税法上の取扱いや売買取引または賃貸借取引の会計処理の違いによるY点への影響についても解説してまいります。

1. 用語の定義

「リース取引」とは、特定の物件の所有者たる貸手が当該物件の借手に対し、合意された期間(リース期間)にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料(リース料)を貸手に支払う取引をいいます。

「ファイナンスリース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引またはこれに準ずるリース取引で、借手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいいます。

「ファイナンスリース取引」は、契約上の諸条件に照らして、リース物件の所有権が借手に移転すると認められる「所有権移転外ファイナンスリース取引」とそれ以外の「所有権移転外ファイナンスリース取引」とに分類されます。

「オペレーティングリース取引」とは、ファイナンスリース取引以外のリース取引をいいます。

「リース取引開始日」とは、借手がリース物件を使用収益する権利を行使することができることとなった日をいいます。

2. ファイナンスリースの会計処理

ファイナンスリース取引の借手はリース取引開始日に、通常の売買取引と同様の会計処理を行います。すなわち、当該物件を購入し、その代金を分割で支払う場合と同様の会計処理を行うのです。リース物件は、その内容により有形固定資産または無形固定資産に「リース資産」という科目で計上するか、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めて表示します。リース債務は、貸借対照表日後1年以内に支払期限が到来するものは、流動負債に、1年超のものは固定負債にそれぞれ「リース債務」として計上します。

上記リース資産およびリース債務の金額は、原則として、リース契約による支払リース料総額から、これに含まれる利息相当額の合理的な見積額を控除した額になります。当該利息相当額については、リース期間にわたり利息法により配分します。利息法とは、各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法です。なお、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、より簡便な方法も認められます。

減価償却費については、所有権移転外ファイナンスリースに係る物件については、通常購入した場合に適用する減価償却と同一の方法により算定します。所有権移転外ファイナンスリースに係る物件の減価償却については、原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定します。一般的には定額法により減価償却費を算定します。

なお、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合には、上記売買処理に替えて通常の賃貸借と同様の会計処理を行うことができます。

3. オペレーティングリースの会計処理

オペレーティングリース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じて会計処理を行います。すなわち、リース料支払期限ごとに物件の用途により、製造原価または販売費及び一般管理費に賃借料として計上します。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)